

日医発第 581 号(健Ⅱ)
令和 7 年 7 月 8 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会 常任理事
黒 瀬 巖
[公 印 省 略]

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

今般、厚生労働省健康・生活衛生局長より各都道府県知事等宛標記通知がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

市区町村等で実施するがん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」が示されているところですが、当該指針の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、市町村は住民の職域等がん健診の受診状況を把握し、適切な受診勧奨及び精密検査勧奨に努めることが規定されました。

なお、職域等がん検診情報の具体的な項目は、様式例 1 から 5 を用いて市町村が把握するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関、検診実施機関等に対する情報提供についてよろしくご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 4 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）を示しているところです。

今般、がん検診のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、指針の一部を改正し、令和8年4月1日から適用することとし、別添写しのとおり各都道府県知事等宛通知いたしました。

貴会におかれましては、関係各位に広く周知されることについて格段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

健 生 発 0701 第 9 号
令 和 7 年 7 月 1 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）の別添「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）を示しているところであるが、今般、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から適用することとしたので、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方お願いします。